

# 茨木市地域防災計画 令和4年度修正の概要

## 1 背景・目的

「茨木市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条（及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条）の規定に基づき茨木市防災会議が定める計画であり、国の「防災基本計画」及び大阪府の「地域防災計画」の内容に抵触しないものとされています。

茨木市防災会議では、茨木市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的に、国・大阪府の計画との整合を図り、あわせて茨木市独自のマニュアル等を踏まえた修正を行いました。

## 2 修正のポイント

近年の防災をめぐる法令改正や社会情勢の変化等を踏まえ、以下のポイントに焦点を当てた修正を行いました。

- 防災基本計画との整合
- 大阪府地域防災計画との整合
- 茨木市独自の災害対策本部対策部別活動マニュアル、業務継続計画及び受援計画との整合

## 3 主な修正内容

### (1) 防災基本計画との整合を図る主な修正 【令和元年度～4年度】

#### ア 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- ① ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知及び避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進 【2-9、2-17】
- ② 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施 【2-86】

#### イ 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 【2-67】
- ② 停電に備えた国・大阪府・茨木市・電力事業者の取組の推進 【2-68】
- ③ 病院等重要施設の非常用電源確保の推進 【2-86】

#### ウ 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 避難情報の名称変更及びあり方の包括的な見直し 【2-53】
- ② 広域避難体制の整備 【2-54】
- ③ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び安否確認等への活用 【2-61】
- ④ 福祉避難所の指定の公示 【2-62】
- ⑤ 大阪府内の市町村間及び大阪府外への広域避難の協議 【3-62、4-43】

#### エ 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ① 避難所の感染症対策、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施 【2-29】
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 【2-55】
- ③ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 【2-55】
- ④ 人的支援の受入れに際しての感染症対策 【3-14、4-13】

#### オ その他

- ① 盛土による災害の防止に向けた対応 【2-11】
- ② 無人航空機等の最新の情報収集手段を用いた情報収集伝達体制の強化 【2-34】
- ③ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 【2-34、3-26、3-44、4-25、4-31】
- ④ 応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害認定調査・判定の早期実施 【2-58】
- ⑤ 自衛隊派遣部隊の自発的な「提案型」の支援の追加 【3-19～20、4-18～19】

### (2) 大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正 【令和元年度～4年度】

- ① 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 【1-2】
- ② 災害ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 【1-26】
- ③ 災害対応業務のデジタル化の推進 【2-30】
- ④ 「災害モード宣言」の運用 【2-35】
- ⑤ 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の受入れ 【2-60】
- ⑥ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 【2-62】
- ⑦ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 【2-79】
- ⑧ 空き家等の二次災害防止対策 【4-40】
- ⑨ 災害応急対策における交通機能の確保 【3-85～86、4-65～66】
- ⑩ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建 【6-11～12】

### (3) 茨木市独自のマニュアル等との整合を図る主な修正 【令和2年度～3年度】

#### ア 災害対策本部対策部別活動マニュアル

- ① マニュアルとの整合を図るための茨木市の業務等の整理 【1-11～21】
- ② 災害対策本部事務局及びその所管事務に関する事項の追加 【3-5、4-4】

#### イ 業務継続計画

- ① 業務継続計画の特に重要な6要素及び業務継続に必要な資源の確保 【2-31】
- ② 災害対策本部の決定事項に「業務継続計画の発動」の追加 【3-6、4-5】

#### ウ 受援計画

- ① 受援体制の平時からの整備及び災害時の応援要請先の明確化 【2-31～32】
- ② 人的支援については『応援・受援班』を、物的支援については『物資班』を中心とした受援体制の構築 【3-14、4-13】
- ③ 人的支援や物的支援の要請方法を具体化 【3-14～18、4-13～17】